

長時間労働を促進する労働時間制度の導入に、改めて強く反対する決議

政府は、2015年2月13日に厚生労働省労働政策審議会の取りまとめた「今後の労働時間法制等の在り方について（報告）」（以下、「労政審報告」という。）に基づき、同年4月3日に、労働時間規制の適用除外制度（高度プロフェッショナル制度）や企画業務型裁量労働制度の拡大等を内容とする労働基準法改正案を、通常国会に上程した。同国会において、労働基準法改正案は審議に入ることなく終了したものの、継続審査法案として、次期以降の国会において審議が予定されている。

労働弁護団は、昨年11月8日付「長時間労働を促進する新しい労働時間制度の導入に強く反対する決議」、本年2月18日付「労政審報告に断固反対する意見書」、本年4月16日付「エグゼンプションを『成果に応じた賃金制度』と喧伝することに抗議する声明」など、労働基準法改正案の多くの問題点を指摘し、これに反対する意を一貫して表明してきたところである。

高度プロフェッショナル制度の導入や企画型裁量労働制の対象拡大に共通する、労働基準法改正案の重大な問題点は、現在の長時間労働、過労死・過労うつという社会問題を深刻化させることである。

時間規制の適用除外がもたらすものは、時間規制の撤廃だけであって、政府が喧伝するような「時間ではなく成果で評価される」ことは法文上も何ら担保されていない。そして、時間規制の撤廃がもたらすものは、際限のない長時間労働であり、適用除外の導入という蟻の一穴が広がっていくことで（日本経団連は、未だに年収400万円の労働者まで適用対象を拡大するとの意見書をネットに掲示し続けている。）、過労死・過労うつの更なる深刻化を招きかねない。

また、「課題解決型提案営業」及び「裁量的にPDC Aを回す業務」についての企画型裁量労働制の適用拡大は、エグゼンプション制度と異なって年収等による歯止めすらなく、対象となる労働者の範囲が極めて不明確で広範となる危険がある。現在、推計で11万人とされる企画型裁量労働制のもと働く労働者が大幅に増加し、長時間労働を強いられる恐れがあり、その影響の規模は極めて大きく、深刻である。

政府が、「時間ではなく成果で評価する」ことを殊更喧伝することは極めて欺瞞的であり、こうした長時間労働を深刻化させるという問題点を抱える改正案の成立を目指す姿勢は、長時間労働の解消を目的とする過労死等防止対策推進法の趣旨と矛盾するだけでなく、安倍首相がいう「女性の活躍」といった方針とも矛盾するものである。

日本労働弁護団として、その全容が明らかとなり、労働者の命と健康を重大な危険にさらす新しい労働時間制度に対して、昨年度の決議に引き続いて断固反対し、関係諸団体とともに、その導入を阻止するために行動していくこと、昨年11月28日に発表した試案にて提言したとおり、労働時間の上限規制及びインターバル制度の導入など長時間労働を抑止し労働者の命と健康を守るための最低限度の諸規制の導入を強く求め行動していくことを、改めて決意する。

2015年11月7日

日本労働弁護団 第59回全国総会